

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示		ページ
○家畜伝染病検査の命令（4件）	（畜産振興課）	38
○土地改良事業の施行の認可	（農業施設管理課）	40
○道営土地改良事業の工事の完了	（農業施設管理課）	40
○知事権限に係る保安林の指定	（治山課）	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	（治山課）	41
○海岸保全区域の指定の一部改正	（物流港湾課）	41
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防災課）	41
○特定調達契約に係る落札者等の公示	（調達課）	42
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		42

告 示

北海道告示第478号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成23年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
八雲町	平成23年10月3日から12月9日まで
せたな町	同 8月22日から11月11日まで
美瑛町	同 9月1日から12月22日まで
富良野町	同
苫前町	同 10月24日から平成24年1月20日まで

羽幌町	同	10月3日から12月16日まで
初山別村	同	9月16日から12月2日まで
稚内市	同	9月20日から12月8日まで
北見市	同	9月26日から平成24年1月20日まで
安平町	同	10月1日から平成24年1月31日まで
士幌町	同	10月3日から12月22日まで
幕別町	同	10月3日から平成24年3月30日まで
帯広市	同	11月14日から平成24年2月3日まで
中標津町	同	10月31日から平成24年2月20日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

2(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
美瑛町	平成23年9月1日から12月22日まで
富良野町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

3 実施の方法

- 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第479号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成23年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）	

江別市	平成23年9月20日から12月9日まで
石狩市	同 10月31日から12月9日まで
余市町	同 10月3日から11月11日まで
小樽市	同
赤井川村	同
月形町	同 9月1日から12月9日まで
岩見沢市	同
砂川市	同
芦別市	同
旭川市	同 9月1日から12月22日まで
士別市	同
下川町	同
幌加内町	同
中頓別町	同 8月22日から10月12日まで
紋別市	同 9月12日から12月9日まで
大空町	同 11月7日から平成24年1月27日まで
平取町	同 9月20日から12月16日まで
音更町	同 10月26日から12月22日まで
芽室町	同 10月17日から12月22日まで
更別村	同 11月4日から12月22日まで
大樹町	同 9月20日から12月9日まで
幕別町	同 10月3日から平成24年3月30日まで
池田町	同 9月6日から11月4日まで
浦幌町	同 9月1日から10月28日まで
浜中町	同 9月12日から平成24年2月17日まで
厚岸町	同 10月17日から平成24年2月17日まで
中標津町	同 10月3日から平成24年1月26日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

2(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)				

旭川市	平成23年9月1日から12月22日まで
士別市	同
下川町	同
幌加内町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

3 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第480号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成23年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)				

札幌市	平成23年8月29日から10月28日まで
-----	----------------------

北広島市	同
------	---

千歳市	同
-----	---

せたな町	同 10月24日から12月16日まで
------	--------------------

月形町	同 9月1日から12月9日まで
-----	-----------------

岩見沢市	同
------	---

砂川市	同
-----	---

芦別市	同
-----	---

旭川市	同 9月1日から12月22日まで
-----	------------------

士別市	同
-----	---

下川町	同
-----	---

幌加内町	平成23年9月1日から12月22日まで
中頓別町	同 8月22日から10月12日まで
紋別市	同 9月12日から12月9日まで
大空町	同 11月7日から平成24年1月27日まで
洞爺湖町	同 10月1日から平成24年1月31日まで
むかわ町	同
平取町	同 9月20日から12月16日まで
幕別町	同 9月12日から平成24年3月9日まで
足寄町	同 11月7日から平成24年2月24日まで
浜中町	同 9月12日から平成24年2月17日まで
厚岸町	同 10月17日から平成24年2月17日まで
中標津町	同 10月3日から平成24年1月26日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第481号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成23年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

由 仁 町 平成23年9月1日から平成24年3月30日まで

北 見 市 同 9月1日から平成24年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成23年7月7日、富良野土地改良区が新たに行う土地改良（扇山地区（暗渠排水））事業の施行を認可した。

平成23年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第483号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
多和	基幹水利施設補修	平成23. 3. 9
熊牛南部	一般農道整備 [一般]	同 22.10.18
白糠	草地整備 [担い手中核型]（区画整理）	同 22. 9.27

北海道告示第484号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成23年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 函館市瀬田来町435から437まで、442、443、446、860

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第485号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成23年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町北檜山区新成426の1地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第486号

昭和36年北海道告示第1228号(海岸保全区域の指定)一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部空港港湾局物流港湾課及び網走市に備え置いて縦覧に供する。

平成23年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

10港湾区域内海岸保全区域の表北見沿岸の網走港海岸の網走市の項海岸保全区域欄を次のように改める。

- 基点①から補点①までの各点を順次に結ぶ線によって囲まれた区域
- 基点① 座標値(世界測地系) $X = +2580.543$ $Y = +1885.910$ の地点
 - 基点② 基点①から方向角284度21分36秒の方向65.009メートルの地点
 - 基点③ 基点②から方向角295度05分25秒の方向185.834メートルの地点
 - 基点④ 基点③から方向角298度18分59秒の方向58.273メートルの地点
 - 基点⑤ 基点④から方向角349度16分29秒の方向29.248メートルの地点
 - 基点⑥ 基点⑤から方向角311度02分03秒の方向106.011メートルの地点
 - 基点⑦ 基点⑥から方向角321度41分48秒の方向89.948メートルの地点
 - 基点⑧ 基点⑦から方向角310度32分45秒の方向36.792メートルの地点
 - 基点⑨ 基点⑧から方向角248度53分10秒の方向21.217メートルの地点
 - 基点⑩ 基点⑨から方向角313度22分39秒の方向309.427メートルの地点
 - 基点⑪ 基点⑩から方向角321度50分58秒の方向94.362メートルの地点

- 基点⑫ 基点⑪から方向角313度53分01秒の方向127.315メートルの地点
- 基点⑬ 基点⑫から方向角316度17分24秒の方向204.358メートルの地点
- 基点⑭ 基点⑬から方向角325度32分27秒の方向236.953メートルの地点
- 基点⑮ 基点⑭から方向角342度34分08秒の方向181.625メートルの地点
- 基点⑯ 基点⑮から方向角332度53分23秒の方向68.953メートルの地点
- 基点⑰ 基点⑯から方向角61度39分53秒の方向36.917メートルの地点
- 基点⑱ 基点⑰から方向角340度02分10秒の方向7.170メートルの地点
- 基点⑲ 基点⑱から方向角35度25分24秒の方向6.346メートルの地点
- 補点⑤ 基点⑲から方向角36度14分01秒の方向53.397メートルの地点
- 補点④ 基点⑤から方向角158度45分55秒の方向253.449メートルの地点
- 補点③ 補点④から方向角136度08分06秒の方向957.707メートルの地点
- 補点② 補点③から方向角140度19分00秒の方向331.806メートルの地点
- 補点① 補点②から方向角118度57分00秒の方向240.031メートルの地点
- 基点① 補点①から方向角225度00分00秒の方向50.000メートルの地点

北海道告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯野崎1(Ⅱ-2-122-905)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市野崎(次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯野崎3(Ⅱ-2-123-906)
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市野崎(次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯野崎5(Ⅱ-2-124-907)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市野崎(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯野崎6(Ⅱ-2-125-908)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市野崎(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯野崎2(Ⅲ-2-33-414)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市野崎(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯野崎4(Ⅲ-2-34-415)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市野崎(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 上磯野崎7(Ⅲ-2-35-416)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市野崎(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦
覧に供する)

北海道告示第488号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 24台
- 2 落札を決定した日
平成23年7月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 大丸藤井株式会社
 - (2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
1,962,240円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成23年6月3日付け北海道告示第401号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道出納局集中業務室調達課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

**総合振興局告示及び
振興局告示**

北海道オホーツク総合振興局告示第82号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年7月15日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

自走式ハーベスター 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成23年12月28日

(4) 納入場所 北海道オホーツク総合振興局長が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年7月15日から同年8月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号

会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成23年8月26日 午前11時（送付による場合は、同月25日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課の入札のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

電話番号 0152-41-0608

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Self-propelled forage harvester 1 set

B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., August 26, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than August 25, 2011)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Gaverment, Nishi 3-chome, Kita 7-Jo Abashiri 093-8585
Japan
Phone : 0152-41-0608
